

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）
一、十九（略）
二十 その他

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略) 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法 第三条第一項の要請の文書等 第四条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等 第四条第一項の取決めの文書等 第四条第五項の申出の文書等	(略) 派遣の終了した日	(略) 三年	
平成三十七年国際博覧会特措法 第二十四条第一項の要請の文書等 第二十五条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等 第二十五条第一項の取決めの文書等 第二十五条第五項の申出の文書等	(略) 派遣の終了した日	(略) 三年	
(略) 規則一六九（職員）の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣 第十二条第二項の協議に関する文書等 第十三条各項の報告の文書等	(略) 取得の日	(略) 五年	
規則一七二（職員）の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣 第十二条第二項の協議に関する文書等 第十三条各項の報告の文書等	(略) 取得の日	(略) 三年	

別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係）
一、十九（略）
二十 その他

人事管理文書の区分		基準日	保存期間
(略) 平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法 第三条第一項の要請の文書等 第四条第一項、第四項又は第五項の同意の文書等 第四条第一項の取決めの文書等 第四条第五項の申出の文書等	(略) 派遣の終了した日	(略) 三年	
(略) 規則一六九（職員）の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣 第十二条第二項の協議に関する文書等 第十三条各項の報告の文書等	(略) 取得の日	(略) 五年	

備考
一、三（略）

備考
一、三（略）